

金沢市立緑中学校PTA会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、金沢市立緑中学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

(目的)

第2条 本会は、学校と家庭との協力を一層緊密にし、教育の理解と振興を図るとともに学校内外の教育的環境を整備し、生徒の福祉増進に寄与することを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、前条の目的を達成するための、民主的教育団体として活動する。

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 本校に在籍する生徒の保護者（以下、「保護者」という。）

(2) 本校に勤務する教職員（以下、「教職員」という。）

(会費)

第5条 本会の経費は会費及びその他の収入によってまかなわれる。

2 会費の額は、総会において承認を得るものとする。

3 会費は月ごとに納めることとする。但し、特別の事情のある場合は、免除又は減額することができる。

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(役員)

第7条 本会に次の各号に規定する役員をおく。

(1) 会長 一名

(2) 副会長 若干名

(3) 書記 二名以上（保護者一名以上、教職員一名以上）

(4) 会計 三名（保護者二名、教職員一名）

(5) 担当役員 若干名

2 役員の仕事は次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を統理する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その代理をつとめる。

(3) 書記は、会務に必要な庶務を行う。

(4) 会計は、会計事務一切をつかさどり、会計監査を経て決算報告をする。

(5) 担当役員は、研修やPTA行事への参加・協力等を行う。

3 役員の仕事は二年とする。但し、再任はさまたげない。

(顧問)

第8条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は会長が推挙し、実行委員会にはかり総会に報告する。

(会計監査委員)

第9条 本会の会計を監査するため、二名の会計監査委員をおく。

2 会計監査委員は他の役員を兼務できないものとする。

(総会)

第10条 総会は、定期総会、臨時総会とする。

2 総会は全会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。

3 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

4 定期総会は、年度初めに会長が招集し、次の各号について協議決定する。

- (1) 前年度事業報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 新年度役員及び会計監査委員の承認
- (4) 年間事業計画及び予算の審議、決定
- (5) その他、重要事項の審議、決定

5 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合及び会員の十分の一以上の要求があった場合に、会長が招集しなければならない。

6 実行委員会が認める場合は、総会を書面開催とし、その議決を書面又は電磁的方法により得ることができるものとする。この場合において、第2項の「全会員の過半数の出席」を「全会員の過半数の回答」、第3項の「出席者の過半数の同意」を「回答者の過半数の同意」と読み替えるものとする。

(執行部会)

第11条 会長は、役員のうち必要と認める者を招集し、会務に必要な検討・協議を行うことができる。

(指名委員会)

第12条 役員、常任委員、会計監査委員の選出は、指名委員会で行う。

2 指名委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 常任委員会の委員長(学習、広報、保健体育)
- (2) 学習委員会、文化委員会、保健体育委員会の学級委員より各一名、地区委員会より二名
- (3) 役員若干名
- (4) 教職員一名

3 指名委員会の委員長は、前項の委員長から互選する。

(実行委員会)

第13条 実行委員会は、役員、各常任委員会正副委員長及び教職員若干名で構成する。

2 実行委員会の任務は次の通りとする。

- (1) P T A活動の運営
- (2) 常任委員会の立案事項の審議及び承認
- (3) 総会に提出する議案の作成
- (4) 役員に欠員が生じた際の補充

3 実行委員会は、第1項に規定する者の過半数の出席をもって成立する。

(常任委員会)

第14条 本校のP T A活動に必要な事項について調査、研究、立案する為に次の常任委員会をもうける。

(1) 学習委員会

学習委員会は、学級経営に協力し学習効果の促進と進路指導に協力する。なお、正副委員長は委員の互選によって決定する。

(2) 広報委員会

広報委員会は、会員の研修と会報を発行し、生徒の文化活動に協力する。なお、正副委員長は委員の互選によって決定する。

(3) 保健体育委員会

保健体育委員会は、会員相互の福利厚生及び学校の保健活動に協力し、生徒の体位向上に協力する。なお、正副委員長は委員の互選によって決定する。

2 学習委員会、広報委員会の各委員は、各学年三名程度選出する。

(会則改正)

第15条 本会則の改正は、総会において出席者の過半数の賛成を要する。

付 則

昭和五七年五月十三日 実施

平成 四年五月十三日 一部改正実施

平成十四年五月 十日 一部改正実施

平成十八年五月十一日 一部改正実施

平成二五年四月二十日 一部改正実施

令和 四年四月 一日 一部改正実施